





## 町鳥獣被害対策実施隊辞令交付式

4月17日、町鳥獣被害対策実施隊の令和5年度辞令交付式が野沢体育館で行われ、実施隊員として65人が辞令を受けました。

式では、薄町長が小瀧武彦隊長（町農林振興課長）に辞令書を手渡し、「町内の鳥獣被害を1件でもなくせるよう、けがなく安全に活動してほしい」と訓示を述べました。

また、式の最後には西田春喜副隊長（西会津猟友会会長）が誓いのことばを述べました。

実施隊員は、4月1日から1年間に任期とし、捕獲方法や条件などを遵守しながら町内における有害鳥獣の被害を防ぐため、捕獲活動を行います。



▲誓いのことばを述べる西田副隊長

### 志願者の大きな支えに

## 自衛官募集相談員委嘱状交付式

4月20日、町役場で自衛官募集相談員の委嘱状交付式が行われました。

式では、薄町長、福島地方協力本部前原清隆募集課長から佐藤政雄さん（写真左から2番目）、齋藤光男さん（写真中央）の2人へ委嘱状を交付しました。



募集相談員は、自衛官志願者への情報提供をはじめ、自衛隊地方協力本部が実施する募集のためのさまざまな広報活動に協力しています。

## 学校教育アドバイザー辞令交付式

5月8日、町役場で学校教育アドバイザーの辞令交付式が行われ、新たに、押部秀隆さんが学校教育アドバイザーに就任しました。

式では、薄町長から「西会津町では教育改革に力を入れている、まだまだ道半ばではあるが、教育長の下でこれまでの経験を十分に活かして、町の教育の発展に努めてほしい」と挨拶がありました。

**押部 秀隆【略歴】** 県教育センターと会津教育事務所の指導主事として勤務したほか、新郷中学校で4年間勤務したことがあり、西会津町についての理解が深い。喜多方第二中学校の校長を務め、令和5年3月に退職後、西会津町教育委員会の教育アドバイザーに就任。



### 4月に着任した警察官の皆さんを紹介

## こちら西会津交番・奥川駐在所です！



もり けんすけ  
森 建介 所長

- ・西会津交番（野沢地区担当）
- ・会津坂下警察署から異動

### 抱負

西会津町の皆さんからさまざまな話が聞けることを楽しみにしています。昨年同様、1件でも事件・事故が起きないよう、たくさん姿を見せて、安心・安全な町づくりに努めますので、ご協力よろしくお願いします。

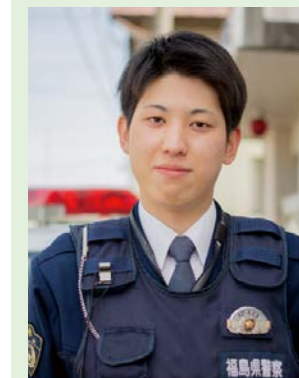


つむらや たかのり  
円谷 隆典 巡査長

- ・奥川駐在所（奥川地区担当）
- ・石川警察署から異動

### 抱負

西会津町の住民の皆さんの安心・安全な生活を守るために、パトカーでのパトロールの姿を住民の皆さんに見ていただいて、1件でも事件・事故を減らすように努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。



さとう しゅんた  
佐藤 峻太 巡査

- ・西会津交番（尾野本地区担当）
- ・喜多方警察署幸町交番から異動

### 抱負

地域住民の皆さんと接していく中で、1日でも早く西会津町について知り、巡回連絡やパトロールなどを通して、皆さんが安心・安全に生活を送れるよう尽力していきますので、よろしくお願いいたします。

### 〈問い合わせ先〉

- 西会津交番 ☎ 45-2049
- 奥川駐在所 ☎ 49-2026



以下は有料広告です。詳細は広告主に問い合わせください。





## 令和5年度福島県 狩猟免許試験

県では「狩猟免許」の取得を目的に、令和5年度の狩猟免許試験を実施します。日程・受付などについては表1のとおりです。なお、町では狩猟免許取得や猟銃購入に係る補助を実施していますので、下記まで気軽に相談ください。

〈申込・問い合わせ先〉 農林振興課 林政係 ☎ 45-4531

表1 試験日程

回数	試験期日 【町役場相談期限】	試験会場	備考
第2回	8月5日(土) 【6月30日(金)】	郡山市労働福祉会館	全ての免許
第3回	9月3日(日) 【7月28日(金)】		全ての免許
第4回	10月14日(土) 【9月8日(金)】	福島県青少年会館	<u>わな猟のみ</u>
第5回	11月5日(日) 【9月29日(金)】	郡山市労働福祉会館	全ての免許

表2 町の補助

補助	上限額
わな免許取得に係る経費	35,000円
猟銃購入費	50,000円

## 町長コラム その33



町内には約700棟を超える空き家があり、その約半数が住宅である。これまで様々な対策を講じてきたが、ゲストハウスや各種店舗などの一部利用に留まっている。このような状況下に、町内の建築業や空き家活用の実践者など民間の5事業所が連携して、去る3月26日に「一般社団法人全国空き家アドバイザー協会西会津支部」を設立、大きな期待を寄せているところである。町は、本年度から新しい試みとして、空き家を町が改修し移住者用の賃貸住宅として活用する「空き家活用事業」を実施し、移住者への支援や空き家活用の支援を行う。さらに、今回空き家及び空き家予備軍の解消と利活用、適正管理などを通じて地域の活性化を図るため、「一般社団法人全国古民家再生協会」と3月に設立した「全国空き家アドバイザー協会西会津支部」と町の3者による包括連携協定を5月17日に締結した。これは全国で2例目、東北では初である。

連携協定の主な事業内容は、①リフォームによる利活用の提案 ②国の交付金などを活用した提案 ③古材のリユース(再利用)などによる解体費の軽減 ④利活用の可否や古材を鑑定する「木造住宅簡易鑑定士」の育成 ⑤古民家鑑定士や床下調査士などの育成 ⑥空き家対策のセミナー開催などである。

本協定を契機に、空き家を貴重な資源として利活用を推進するため、3者の取り組みを強力に進めて参りたい。

西会津町長 薄 友喜

以下は有料広告です。詳細は広告主に問い合わせください。